

# 請 願 文 書 表

[令和8年6月定例会]

議 請 第 1 号	件名 新東名高速道路の騒音対策を求める請願書	提出 令和8年5月21日 受付
提出者氏名	住所	
紹介議員 中野 健太郎		
<p>(請願の趣旨)</p> <p>平成24年4月14日に新東名高速道路が開通して以来、貫戸区を通過する高速道路から発生する騒音および振動が地域住民の生活に影響を及ぼしております。</p> <p>この問題については、新東名高速道路の建設以前から、当時の日本道路公団、静岡県、富士宮市に対し、貫戸区として騒音問題への懸念を伝えてきた経緯があります。しかしながら、当時の要望内容については詳細な記録が残っておらず、現在その経過を十分に検証できない状況にあります。</p> <p>長年、地域住民の中には夜間の騒音により睡眠を妨げられる状況が生じており、不眠に悩み医療機関を受診している住民もいるなど、生活環境への影響が顕在化しています。この問題は地域環境としての騒音問題が背景にあることは明らかです。</p> <p>また、地域住民の体感として、騒音は特に◇6月頃および9月頃◇南東からの風が吹く気象条件◇適度な湿度を伴う気象状況—において顕著となる傾向があります。</p> <p>さらに、冬季の厳寒時には道路ジョイント部から甲高い衝撃音が発生する場合があります、夜間には大きな騒音として感じられています。</p> <p>これまで貫戸区として中日本高速道路株式会社（NEXCO 中日本）に対し騒音対策を求めてきましたが、同社は環境基準値内であることを理由として十分な対策が進んでいないのが現状です。</p> <p>富士宮市景観計画では、市域全域の景観形成基本方針の中に「生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち」という方針があり、「農地・丘陵地ゾーン」では、丘陵地や湧水池などの良好な景観や、人々と自然が共生する中で生み出されてきた田畑や集落などの景観を守り育てていく方針が明記されています。貫戸区は農村的景観が残る静穏な地域であり、本来守られるべき生活環境があつてこそ景観は継承されていくものであります。</p> <p>また、騒音規制法第17条第3項では、環境基準を満たしている場合であっても、生活環境の保全上必要があると認められる場合には、道路管理者に対して必要な意見を述べることでできるとされております。また当時、富士宮市立会いの下締結した日本道路公団と貫戸区による工事前確認書内3項でも予測できない状況が発生した場合策を講ずるとしてあります。</p> <p>つきましては、地域住民の健康と生活環境を守る観点から、富士宮市議会として市当局に対し、中日本高速道路株式会社及び関係行政機関へ必要な騒音対策を講じるよう強く働き掛けを求めることをお願いいたします。また、国及び関係行政庁に対し、別紙意見書(案)の提出をお願いいたします。</p>		

(請願事項)

- 1 既設防音壁（現在高さ約 2m）について、地域の騒音状況を踏まえ嵩上げを実施すること（防音壁の高さは、他の住宅隣接地域同等の道路面より 4 m以上とする）
- 2 防音壁が未設置となっている区間について、防音壁新設の調査・検討を行うこと
- 3 防音壁については上下線双方、必要な区間で道路両側へ設置すること
- 4 道路ジョイント部分から発生する衝撃音について、定期的な点検及び改修を実施すること

付 託 先

環 境 厚 生 委 員 会